



第10期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年9月27日(水曜日)
午前11時(受付開始：午前10時30分)

決議事項
議案 取締役6名選任の件

開催場所

東京都港区港南二丁目16番4号
品川グランドセントラルタワー3階
ザ グランドホール

株主各位

証券コード 3978

2023年9月11日

(電子提供措置の開始日 2023年9月5日)

東京都港区港南二丁目16番1号

株式会社マクロミル

取締役兼代表執行役社長グローバルCEO

佐々木 徹

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに「第10期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.macromill.com/ir/stock/meeting.html>



【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「マクロミル」又は「コード」に当社証券コード「3978」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて書面又はインターネットにより議決権行使することができますので、後記又は電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2023年9月26日（火曜日）午後5時までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬 興

記

1 日 時	2023年9月27日 (水曜日) 午前11時 (受付開始: 午前10時30分)
2 場 所	東京都港区港南二丁目16番4号 品川グランドセントラルタワー3階 ザ グランドホール
3 目的事項	報告事項 第10期 (2022年7月1日から2023年6月30日まで) 事業報告、計算書類、連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 議案 取締役6名選任の件
4 議決権行使についてのご案内	3・4・5頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

〈株主様へのお願い〉

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無に関わらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 1. 連結計算書類の「連結財政状態計算書」「連結損益計算書」「連結持分変動計算書」「連結注記表」
 2. 計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 3. 監査報告の「連結計算書類に係る会計監査報告」「計算書類に係る会計監査報告」「監査委員会の監査報告」
- したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査委員会及び会計監査人が監査報告を作成する際に監査をした当該書類の一部であります。
- 株主総会会場へのご来場は、ご自身の体調を踏まえ、ご判断くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。(ご捺印は不要です。)

日 時

2023年9月27日(水曜日)午前11時(受付開始：午前10時30分)

場 所

**東京都港区港南二丁目16番4号
品川グランドセントラルタワー3階 ザ グランドホール**

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2023年9月26日(火曜日)午後5時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



(1)「スマート行使」による方法

- ① 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンでお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。(議決権行使コード及びパスワードのご入力は不要です。)
- ② 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

(2)議決権行使コード及びパスワード入力による方法

- ① 「議決権行使ウェブサイト」 (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインの上、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要がございます。
- ② パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- ③ パスワードはご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- ④ パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

行使期限 2023年 9月 26日(火曜日) 午後5時まで

インターネットによる議決権行使の際の注意点

- ① 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、お手数ですが上記(2)に記載の方法でご修正いただきますようお願い申しあげます。
 - ② 書面（郵送）による議決権行使とインターネットにより二重に議決権行使された場合は、インターネットによるものを有効といたします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効といたします。
 - ③ インターネットによる議決権行使は、2023年9月26日（火曜日）午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただきますようお願いいたします。
 - ④ インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
 - ⑤ インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合がございます。
- なお、ご不明な点等がございましたら下記フリーダイヤルへお問い合わせください。

スマート行使・議決権行使ウェブ
サイトに関するお問い合わせ

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部（フリーダイヤル）
電話 0120-768-524 (受付時間 9:00～21:00)

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

議 案

取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、指名委員会の決定に基づき、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番 号

1



再 任

佐々木 徹
さ さ き とおる

(1975年3月14日生)

所有する当社の株式数… 24,100株
在任年数… 3年
取締役会出席状況… 14/14回

略歴、当社における地位及び担当

2010年6月 当社 執行役員 コーポレート・ストラテジー本部担当
2014年10月 (株) グライダーアソシエイツ 入社
2015年10月 当社 執行役 日本担当
2018年9月 当社 代表執行役副社長 日本担当
2019年9月 当社 代表執行役副社長 日本代表
2020年9月 当社 取締役兼代表執行役社長 グローバルCEO (現任)

重要な兼職の状況

特にありません。

取締役候補とした理由

佐々木徹氏は、当社における長年の経験を通じて、マーケティング及びマーケティングリサーチに関する豊富な経験と実績を有していること、当社の最高経営責任者（グローバルCEO）として、グループ全体の経営を統括していることから、当社の執行機関と、監督・意思決定機能を担う取締役会との連携強化、及び取締役会の意思決定機能の強化が期待できると判断したためです。

候補者
番 号

2



再 任
社 外
独 立

にし やま
西山 茂

(1961年10月27日生)

所有する当社の株式数… 17,292株
在任年数… 5年
取締役会出席状況… 14/14回

略歴、当社における地位及び担当

1984年4月 監査法人サンワ事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所
1995年9月 (株)西山アソシエイツ 代表取締役
2006年4月 早稲田大学大学院（ビジネススクール）教授（現任）
2018年9月 当社 社外取締役（現任）、監査委員（現任）
2019年9月 当社 報酬委員
2020年6月 丸紅（株） 社外監査役（現任）
2021年6月 (株)東京エネシス 社外取締役（現任）
2021年9月 当社 指名委員（現任）
2022年6月 日本ハム（株） 社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

早稲田大学大学院（ビジネススクール）教授
丸紅（株） 社外監査役
(株)東京エネシス 社外取締役
日本ハム（株） 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

西山茂氏は、公認会計士、早稲田大学大学院（ビジネススクール）の教授としての高度な専門性、職業倫理及び監督能力、並びに上場企業での社外取締役・社外監査役としての豊富な経験を有しています。

同氏には、特に当社グループの財務会計領域におけるガバナンス強化に関する有益な助言、提言をいただくことを期待しております。

なお、当社は、同氏について一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断したため、同氏を引き続き独立役員として指定する予定です。

候補者
番 号

3



再 任

社 外

独 立

なか がわ ゆ き こ
中川 有紀子 (1964年6月3日生)

所有する当社の株式数… -株
在任年数… 2年
取締役会出席状況… 14/14回

略歴、当社における地位及び担当

- 2014年7月 Mizkan Holdings（株）人事部長
2016年4月 立教大学大学院ビジネスデザイン研究科 特任教授
2017年3月 ルネサスエレクトロニクス（株）社外取締役
2017年6月 （株）エディオン 社外取締役
2018年6月 日清食品ホールディングス（株）社外取締役（現任）
2020年2月 アステナホールディングス（株）（旧イワキ株式会社）社外取締役
2020年6月 東邦亜鉛（株）社外取締役（現任）
2021年9月 当社 社外取締役（現任）、監査委員
2022年9月 当社 指名委員（現任）、報酬委員（現任）
2023年6月 （公社）会社役員育成機構 理事（現任）

重要な兼職の状況

- 日清食品ホールディングス（株）社外取締役
東邦亜鉛（株）社外取締役
(公社)会社役員育成機構 理事

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中川有紀子氏は、商学博士として国内外の教育機関で教鞭をとる等、人材開発、組織開発、グローバル人材の育成の専門家としての長年の経験と知見を有しています。近年は、SDGs課題をデジタルトランスフォーメーションで解決実装していく研究を行う等、同課題に関する見識を有しています。

同氏には、上記の観点から当社グループの経営に有益な提言、助言をいただくことを期待しております。

また、同氏は過去に会社の経営に関与したことがない候補者であります、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

なお、同氏が社外取締役を務めている日清食品ホールディングス（株）と当社との間では取引がありますが、その取引金額は双方から見て売上の0.2%未満であり、一般株主と利益相反が生じるおそれないと判断し、引き続き独立役員として指定する予定です。

候補者
番 号

4



再 任

社 外

し が ゆ う じ
志賀 裕二

(1972年7月27日生)

所有する当社の株式数… -株
在任年数… 1年
取締役会出席状況… 11/11回

略歴、当社における地位及び担当

2000年4月 あさひ法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所
2004年9月 Schulte Roth & Zabel LLP（ニューヨーク）
2009年1月 西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士（現任）
2022年9月 当社 社外取締役（現任）、監査委員（現任）

重要な兼職の状況

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

志賀裕二氏は、弁護士として企業グループにおけるコンプライアンス・ガバナンスに関する高い識見、監督能力を有しているとともに、グローバル展開に必要不可欠な国際法務に関する豊富な経験、知見を有しています。

同氏には、上記の観点から当社グループのコンプライアンス・ガバナンス体制の強化に資する有益な助言、提言をいただくことを期待しております。

また、同氏は過去に会社の経営に関与したことのない候補者でありますが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者
番 号

5



新 任

社 外

独 立

い とう
伊藤

きみ たけ
公健

(1979年7月3日生)

所有する当社の株式数…

-株

在任年数…

-年

取締役会出席状況…

-回

略歴、当社における地位及び担当

- 2004年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー 入社
2007年11月 ベインキャピタル・プライベート・エクイティ・ジャパン・LLC
(旧ベインキャピタル・アジア・LLC) 入社
2015年1月 (株)ロハスインターナショナル(現(株)ヨギー) 取締役
2017年5月 同社 代表取締役
2018年11月 (株)ディスカバー・ジャパン 取締役(現任)
2020年10月 (株)サーチファンド・ジャパン 代表取締役(現任)

重要な兼職の状況

- (株)ディスカバー・ジャパン 取締役
(株)サーチファンド・ジャパン 代表取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

伊藤公健氏は、コンサルティングファームや投資ファンドなどにおいて様々な企業の経営改革や業績向上、資本政策支援、MBO支援などに携わってきた経験と知見を有しています。同氏には、上記の観点から当社グループの成長戦略の実現に有益な提言、助言をいただくことを期待しております。

なお、当社は、同氏について一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断したため、同氏を独立役員として指定する予定です。

候補者
番 号

6



新 任

社 外

独 立

コバリ・クレチマーリ・シルビア (1977年4月29日生)

所有する当社の株式数…

-株

在任年数…

-年

取締役会出席状況…

-回

略歴、当社における地位及び担当

2001年4月	J. Walter Thompson Tokyo 入社
2008年4月	Publicis New York ヴァイスプレジデント シニアストラテジスト
2011年4月	mcgarrybowen dentsu network グループ・プラニング・ディレクター
2012年7月	Dentsu Aegis Network グローバル・チーフ・ストラテジー・オフィサー
2017年1月	EY ストラテジー・アンド・コンサルティング（株） エグゼクティブ・ディレクター
2018年1月	Netflix Japan パートナーマーケティング・ディレクター
2019年12月	（株）Paidy チーフ・ストラテジー・オフィサー兼チーフ・マーケティング・オフィサー（現任）

重要な兼職の状況

（株）Paidy チーフ・ストラテジー・オフィサー兼チーフ・マーケティング・オフィサー

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

コバリ・クレチマーリ・シルビア氏は、東京とニューヨークを拠点に、5大陸のFortune500及び日系大手企業の経営・事業・デジタル戦略やマーケティング統括として経営改革や業績向上に携わってきた豊富な経験と知見を有しております。

同氏には、上記の観点から当社グループの経営戦略や事業戦略に有益な提言、助言をいただくことを期待しております。

なお、当社は、同氏について一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、同氏を独立役員として指定する予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、西山茂氏、中川有紀子氏及び志賀裕二氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏らの再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、伊藤公健氏及びコバリ・クレチマーリ・シルビア氏の選任が承認された場合には、各氏らと当該契約を締結する予定であります。
3. 西山茂氏、中川有紀子氏、志賀裕二氏、伊藤公健氏及びコバリ・クレチマーリ・シルビア氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしております。各氏らの選任が承認された場合、西山茂氏及び中川有紀子氏については、引き続き独立役員として届出を行う予定であり、また、伊藤公健氏及びコバリ・クレチマーリ・シルビア氏の選任が承認された場合には、各氏らを独立役員として指定する予定でありますが、志賀裕二氏については届出を行いません。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により被保険者の役員等としての職務に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害が填補されることとなります。被保険者の保険料は、当社が負担しております。本議案をご承認いただいた場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は次回更新時において必要に応じて適宜契約内容の見直しを行った上で、更新を予定しております。

ご参考

取締役候補者のスキルマトリクス

議案が承認された場合の取締役の主な専門性と経験は、次のとおりであります。

スキル名称	定義
企業経営	・企業経営、経営戦略の知見
財務・会計 M&A	・財務、会計、ファイナンス、資本政策の知見 ・M&A、事業ポートフォリオ、投資の知見
法務 リスク管理	・法律、リスク管理、コンプライアンス、内部統制の知見
グローバル	・グローバルビジネス、国際事業経験、海外事業管理の知見
データ デジタル	・IT、デジタル、テクノロジーの知見
マーケティング 業界知見	・特定の業界（金融/エネルギーなど）の知見 ・営業、マーケティングの知見
サステナビリティ	・サステナビリティ、ESG、CSRの知見 ・多様性、ジェンダー、国籍の知見
人材・労務	・人材育成、総務・人事、労務の知見

スキル名称	佐々木 徹	西山 茂	中川 有紀子	志賀 裕二	伊藤 公健	ヨリ・クルマ・リ・シビア
		社外 独立	社外 独立	社外	社外 独立	社外 独立
企業経営	●				●	
財務・会計 M&A		●		●	●	
法務 リスク管理		●		●		
グローバル		●	●	●		●
データ デジタル	●					●
マーケティング 業界知見	●					●
サステナビリティ			●			
人材・労務			●		●	

以上

事業報告 (2022年7月1日から2023年6月30日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 経営環境に関する説明

当連結会計年度（2022年7月1日～2023年6月30日）における世界経済及び日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の制限が緩和され、企業活動にも持ち直しの動きが見られました。一方で足許では、各国の政策金利の引き上げ及び為替相場の急激な変動、並びにウクライナ情勢の長期化や資源エネルギー価格、各種原材料価格の高騰等により、依然としてその先行きは不透明な状況で推移しました。

また、グローバルなインサイト市場（マーケティングリサーチ及びその周辺市場を合わせた市場）は984億米ドル、そのうち当社グループが主に手掛けるオンライン・マーケティング・リサーチ市場は640億米ドルに達し（注1）、日本のインサイト市場は4,315億円、そのうちオンライン・マーケティング・リサーチ市場は796億円に達する（注2）規模になったと認識しています。グローバル市場と日本市場はともに、一時的に新型コロナウイルス感染症の拡大によるマイナス影響を受けた一方で、コロナ禍を経てマーケティングリサーチ市場のオンライン化が一段と進むなど、市場は中長期的に堅調に拡大するトレンドに回帰しています。

このような経済・市場環境の下で、当社グループは2021年8月に新たに2024年6月期までの中期経営計画（3カ年）を公表し、その達成に向けた戦略を立て、事業規模と利益の拡大を追求しています。中期経営計画2年目となる2023年6月期においても、引き続き中期経営計画で掲げるビジョンのもと、顧客企業のリサーチ課題に留まらず、より上流からマーケティング課題全体の解決を支援するため、「マーケティングリサーチ企業」から、「総合マーケティング支援企業」への事業モデルの変革を推進しています。

こうした状況下、2023年5月15日に公表した「当社連結子会社等に対する債権の株式化（デット・エクイティ・スワップ）及び当該子会社の異動（株式譲渡）並びにToluna Holdings Limited社の持分取得（持分法適用会社化）に関するお知らせ」のとおり、当社グループはその他の海外事業セグメントを構成する企業群であるMetrixLabグループの事業を英Toluna社へ譲渡する一方、その譲渡対価として当社がTolunaの株式の17.4%等を取得し、統合新会社となるTolunaに対して当社が取締役1名を派遣、Tolunaを当社の持分法適用会社とする取引を実行しました。

このため、第4四半期連結会計期間より、その他の海外事業を非継続事業に分類しています。これにより、売上収益、営業利益、税引前利益は非継続事業を除いた継続事業の金額を表示し、親会社の所有者に帰属する当期利益は、継続事業及び非継続事業の合算を表示しています。

② 経営成績に関する説明

当社グループの経営成績の概要は以下のとおりです。

連結経営成績 (単位:百万円、別記ある場合を除く)	2022年6月期 (前期)	2023年6月期 (当期)	増減額	増減率
売上収益	37,736	40,616	+2,880	+7.6%
EBITDA	7,175	6,898	△276	△3.9%
営業利益	5,106	4,498	△607	△11.9%
税引前利益	5,030	3,728	△1,302	△25.9%
親会社の所有者に帰属する 当期利益	3,147	7,575	+4,427	+140.7%

日本のリサーチ事業は、コロナ禍からの回復によるオフラインリサーチの反動増やグローバルリサーチが好調に推移した一方、繁忙期である第3四半期に一部の顧客企業において景況感の悪化によるリサーチ予算の削減等があり、当連結会計年度の売上収益は前年同期比で一桁成長となりました。

デジタル及びその他の新規事業のうち、デジタルリサーチについては、2024年後半に廃止が予定されている3rd Party Cookieに代わる計測手法への移行期間にあることや、広告市況によるプランディング広告減少の影響もあり減収となりました。その一方で、その他の新規事業については、前期より本格的に開始しているデータ利活用支援(コンサルティング)事業等が好調に推移しており、力強い成長を実現することができました。このため、その他の新規事業がデジタルリサーチの減収を上回る形で大幅に伸長したことにより、デジタル及びその他の新規事業の当連結会計年度の売上収益は前年同期比で二桁成長を実現することができました。

オンラインリサーチの受注体制については、社内の人的リソースが逼迫し、需要過多の状況が上半期まで継続していましたが、下半期は社内キャパシティの体制整備が進展し、その機会損失は縮小しました。下半期は、需要逼迫の状況下で控えてきた提案型の営業活動を再開しており、今後はさらなる顧客需要を取り込むとともに、社内リソースの生産性改善や外注費をコントロールすることで、収益の拡大を図る方針です。

韓国においては、新型コロナウイルス感染症の影響で、オンラインリサーチによるオフラインリサーチの代替が進んでいることに加え、為替の好影響もあり、上半期は売上収益の二桁成長を継続しました。第3四半期は景況感の影響を受け成長が鈍化しましたが、第4四半期は政府関連のリサーチ案件の計上があり、大きく増収となりました。その結果、韓国事業の当連結会計年度の売上収益は、二桁成長となりました。

費用面では、売上収益の拡大傾向を受けて、前期から進めてきたリサーチ案件の受注キャパシティ拡大を目的とした人材採用が昨年対比で人件費を押し上げていることに加え、拡大が続く顧客需要を取り込むために、外注を通じた外部キャパシティを最大限に活用する施策を実施したため、人件費及び外注費が増加しました。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復による営業活動の拡大等によりその他の費用も増加しました。

以上の結果、当連結会計年度の営業利益に減価償却費等を加えたEBITDA（利払・税引・償却前利益）（注3）は人件費等の費用の増加により6,898百万円（同3.9%減）、営業利益は4,498百万円（同11.9%減）、税引前利益は3,728百万円（同25.9%減）となりました。親会社の所有者に帰属する当期利益は、非継続事業の親会社の所有者に帰属する当期利益が第4四半期連結会計期間に5,796百万円計上され、7,575百万円（同140.7%増）となりました。

また、継続事業の親会社所有者帰属持分当期利益率（ROE、直近12ヶ月で算定）は5.1%（前年同期間比4.3ポイント減）となりました。インタレスト・カバレッジ・レシオ（直近12ヶ月で算定、注4）は24.3倍（前年同期間21.5倍）となりました。

日本及び韓国事業内のMacromill Embrain Co.,Ltd.の収益及び業績についてはウォン建てで管理しており、換算レートは以下のとおりです。

算定期間 (12ヶ月)	2022年6月期 (前期)	2023年6月期 (当期)	増減率
JPY/KRW(円)	0.0980	0.1042	+6.3%

(注)

- (1) 2022年9月にESOMAR(European Society for Opinion and Marketing Research)が発表した「ESOMAR Global Market Research 2022」による。なお、同2020年版レポートよりグローバルなマーケティングリサーチ市場の定義が拡大されており、当社でも昨年からインサイト市場としてマーケティングリサーチ及びその周辺市場を含む当該新たに定義に基づく市場規模を記載している(2020年版レポートに記載のあった、従来の市場規模に近い数値(シナリオ2)の開示が、2021年版及び2022年版レポートには存在しないため)。
- (2) 2023年6月に一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会(JMRA)が発表した「第48回 経営業務実態調査」による。
- (3) EBITDA : Earnings Before Interest, Tax, Depreciation and Amortizationの略。当社ではEBITDA = 営業利益 + 減価償却費及び償却費 + 固定資産除却損 + 減損損失と定義しており、各事業から生み出されるキャッシュ・フローの規模をより適切に把握することができるため、各事業の収益性を測るための主要な経営指標として用いている。
- (4) インタレスト・カバレッジ・レシオ = (営業利益 + 受取利息 + 受取配当金) / 支払利息

③ 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資は、主に当社グループにおけるデジタル・マーケティング関連のシステム改良や、ITインフラ強化等を目的として総額1,528百万円を投資しました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却はありません。

④ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、社債発行により10,000百万円の調達を行いました。

⑤ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑧ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2023年6月1日付でMetrixLabグループの株式を保有するSiebold Intermediate B.V.社及びその傘下のMetrixLab B.V.社に対する63.5百万ユーロの貸付債権（インターランパニー・ローン）を、DES（デット・エクイティ・スワップ）により株式化した上で既存の全株式とともに、グローバルなリサーチ・パネル及びリサーチ・プラットフォーム提供事業者であるToluna Holdings Limited社へ譲渡いたしました。また、当社は、同日付でToluna社の株式の17.4%及び同社に対する54.8百万英ポンドの同社株式への転換権付き貸付債権（ベンダー・ローン）を取得し、同社を当社の持分法適用会社といたしました。これにより、Siebold社及びその傘下のMetrixLabグループ各社は、当社の連結子会社から除外されております。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分		第7期 (2020年6月期) (国際会計基準)	第8期 (2021年6月期) (国際会計基準)	第9期 (2022年6月期) (国際会計基準)	第10期 (2023年6月期) (国際会計基準)
売上収益	(百万円)	41,270	43,175	37,736	40,616
営業利益	(百万円)	396	5,362	5,106	4,498
税引前利益	(百万円)	8	4,887	5,030	3,728
親会社の所有者に帰属する当期利益又は当期損失 (△)	(百万円)	△2,131	2,822	3,147	7,575
基本的1株当たり当期利益又は当期損失 (△)	(円)	△52.94	70.08	79.71	191.89
総資産	(百万円)	77,150	84,041	83,634	94,154
親会社の所有者に帰属する持分	(百万円)	27,563	29,236	31,704	37,657
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	683.61	739.44	801.37	985.95

(注) 2023年6月に当社が保有するSiebold Intermediate B.V.の全株式を売却したため、2023年6月期において、同社及び同社の子会社の事業を非継続事業に分類しております。これに伴い、2022年6月期及び2023年6月期の売上収益、営業利益及び税引前利益は、非継続事業を除いた継続事業の金額を表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分		第7期 (2020年6月期) (日本基準)	第8期 (2021年6月期) (日本基準)	第9期 (2022年6月期) (日本基準)	第10期 (2023年6月期) (日本基準)
売上高	(百万円)	21,934	22,523	24,383	23,916
経常利益又は経常損失 (△)	(百万円)	2,440	1,338	1,299	△840
当期純利益又は当期純損失 (△)	(百万円)	△2,227	358	524	△53
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	(円)	△55.33	8.91	13.28	△1.35
総資産	(百万円)	53,477	56,442	50,104	57,228
純資産	(百万円)	14,705	13,920	13,606	11,628
1株当たり純資産	(円)	364.71	352.08	343.91	304.45

(3) 重要な親会社及び子会社の状況 (2023年6月30日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権 比率 (%)	主要な事業内容
株式会社電通マクロミルインサイト	360 百万円	52.0	市場調査
株式会社H.M.マーケティングリサーチ	30 百万円	51.0	市場調査
Macromill Embrain Co., Ltd.	9,123 百万ウォン	41.5	市場調査
株式会社エイトハンドレッド	3 百万円	75.1	マーケティング、データ分析等に関する 企画及びコンサルティング

(注) Macromill Embrain Co., Ltd.は実質支配力基準により連結しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、創業当初より独自に構築してきた自社パネルから得られる多種多様なマーケティングデータの提供を通じて、消費者ニーズに合致した製品やサービスの提供ができるように顧客企業の意思決定を支援しています。また、リサーチ課題に留まらず、より上流からマーケティング課題全体の解決を支援する「総合マーケティング支援企業」へと、その事業モデルの変革を推進しています。

日本においては、当社グループの主力事業であるオンラインリサーチ及びデジタルリサーチの成長を追求するとともに、マーケティング課題全体の解決を支援するデータコンサルティング事業等の新規事業の拡大、加えて、アジア地域での事業展開を加速させていく方針です。また、業界特性に応じた競争優位を確立するため、合弁事業等を通じた事業基盤の強化にも努めます。

さらに、韓国においても、日本の成長プロセスを追求し、リサーチだけではなくデータ提供事業などの新たな取り組みを推進することで、グループ全体での企業価値を向上させていきたいと考えています。

こうした背景のもと、現在当社グループが認識している対処すべき課題は以下のとおりです。

① 顧客企業のマーケティング課題の解決、及びデータ利活用による新たな価値の創造

スマートフォンに代表されるモバイル端末の普及などにより、企業と消費者との接点（タッチポイント）が増加しており、顧客企業においてはマーケティング課題を解決する上で必要なデータが多様化・複雑化しています。このため、当社グループに対する顧客ニーズも従来のリサーチだけではなく、新しい手法を用いたデータ提供やその分析、より複雑な課題解決への提案やコンサルティングなど、めまぐるしく変化する消費者の意識や行動をこれまで以上に深く、早く、より的確に理解するためのサービス提供が求められています。

当社グループでは、顧客企業とマーケティングパートナーとしての関係性を構築するとともに、マーケティング領域に留まらず、ビジネス全体へとつながるデータ利活用の実現に向けた新たな価値の提供を目指しています。

具体的には、オンラインリサーチ及びデジタルリサーチにおいては品質及び効率性を追求するとともに、データ利活用支援事業（データコンサルティング）等の将来の柱となる新規事業の拡大及び育成に積極的に努めしていく方針です。

② 的確な消費者インサイトの発掘、及び安心・安全なデータの取り扱い

近年のデジタル技術の発展・活用により、より多くの情報を迅速に収集し顧客のマーケティング活動に利用することが可能になった一方で、消費者のデータプライバシー保護の重要性が増しており、顧客企業がマーケティング施策の立案・実行を行う際は、データの取得元やデータの使用許諾の状況を確認した上で、様々なデータを統合して分析する必要があります。

当社グループは、自社で保有する大規模かつ良質な消費者パネルとの間で、長年にわたり良好な信頼関係を築いており、消費者パネルに対して一定の対価を支払うことで、それらのデータの取得、及び当該データを顧客企業のマーケティング活動のために使用する許諾を得ています。

このため、当社グループは顧客企業が当社と消費者パネルとのやり取りを通じて蓄積された「意識データ（認知・選好など）」、「行動データ（広告接触履歴・購買動向など）」、「属性データ（性別・年齢・居住地など）」に代表される各種データを活用することで、的確な消費者インサイトを発掘することができるビジネスモデルを構築しています。

また、そのデータを安全に取得・活用できるように、プライバシーマークやISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の第三者認証基準であるISO/IEC 27001:2022の取得等を通じて、情報セキュリティ強化のための環境整備を実施しています。

今後も、自社パネルとの関係性の強化、取得データの拡大に努めるとともに、安心・安全なデータの取り扱いを推進していく方針です。

③ 人材の採用と育成

めまぐるしく変化する事業環境と多様化し続ける顧客ニーズに迅速に対応していくためには、多様な視点や経験から導かれるソリューションの提供が不可欠であるため、従業員一人ひとりの個性を尊重し能力を最大限発揮できる環境を創出すること、様々なビジネス能力を併せ持つ優秀な人材の採用と育成が必須だと考えています。

特に、総合マーケティング支援企業として市場プレゼンスを発揮するためには、創業時から長年にわたり培ってきたデータノウハウを継承し、多種多様な顧客企業のビジネスにおいて高い専門性と先進性をもって価値を提供するデータネイティブな人材の採用及び育成が必要不可欠です。

当社グループでは、人材の価値を高めることが当社の企業価値向上に直結すると考え、体系的な教育プログラムと自律的なローテーションの仕組みによって人材育成を促進しています。

引き続き、教育プログラムの実施などによる成長機会を潤沢に設け、次世代を担う人材育成に注力するとともに、環境の変化に合わせて柔軟かつ自律的にキャリアを形成、選択できる環境を整備していく方針です。

④ 生産性の向上及びテクノロジーの活用

拡大するインサイト市場において、競合他社との競争は年々激化しており、当社の優位性を維持・向上するためには、生産性の向上及びテクノロジーの活用を継続するとともに、加速させる必要があると考えています。

こうした考えのもと、以下に取り組む方針です。

- ・営業戦略の強化や業務プロセスの見直し、及び人材育成による内製化率の向上
 - ・人材の付加価値の向上に伴うサービス提供価格の向上と顧客基盤の拡大
 - ・テクノロジーを活用した新サービスの開発、及び自動化・効率化の推進
- 今後も生産性の向上及びテクノロジーの活用を強化し、利益の最大化を追求する方針です。

(5) 主要な事業内容 (2023年6月30日現在)

当社グループは、当社、連結子会社18社及び関連会社5社により構成されております。

当社グループは2023年第3四半期まで、企業集団を基礎とした地域別のセグメントから構成された「日本及び韓国事業」セグメントと、「その他の海外事業」セグメントの2つを報告セグメントとしてきましたが、「その他の海外事業」セグメントを構成するMetrixLabグループを売却したことに伴い、2023年6月期第4四半期より当該事業は非継続事業として分類しています。

① 「その他の海外事業」セグメントの売却について

当社グループが主な事業を営むマーケティングリサーチの市場は、従来の「リサーチ業界」から、デジタルデータ分析やコンサルティング領域を含む「インサイト産業」へと大きな転換期を迎えてます。

こうした状況下、当社グループにおいても事業モデルの変革を推進しており、その変革は日本及びアジア市場を中心に進めてきました。一方、技術変化が早い欧米を中心としたグローバル市場において事業展開し、「その他の海外事業」セグメントを構成していたMetrixLabグループにおいても、同様の変革が必要不可欠だと考えていました。こうした中、グローバルなリサーチパネル及び先進的なリサーチプラットフォーム提供事業者であるToluna Holdings Limited社と、MetrixLabグループとの経営統合を行うことが、インサイト産業へと変革を遂げる市場環境の変化にいち早く対応することができ、より競争優位性及び成長力に繋がると判断しました。

このため、「その他の海外事業」セグメントを構成するMetrixLabグループの株式を保有する当社の子会社 Siebold Intermediate B.V.社の全株式を、Toluna Holdings Limited社に譲渡しました。この取引の結果、2023年6月期第4四半期より、当社グループから「その他の海外事業」セグメントが除外されることとなりました。

② 「日本及び韓国事業」セグメントについて

日本事業は当社並びに広告代理店との合弁事業である株式会社電通マクロミルインサイト及び株式会社H.M.マーケティングリサーチ等の子会社で構成され、当社が独自開発した自動インターネットリサーチシステム (AIRs : Automatic Internet Research system) を利用することによるオンラインリサーチ (提供サービス : QuickMill、OrderMill等)、定性調査、データベース提供、デジタルマーケティング (注1) を主なサービスとして提供しています。

「韓国事業」セグメントは、Macromill Embrain Co.,Ltd.とその子会社で構成されており、インターネットによる消費者インサイト (注2) ベースのオンラインマーケティングリサーチ、定性調査、デジタルマーケティングを主なサービスとして提供しています。

マーケティングリサーチとは、企業や公共機関が、消費者が本当に望んでいるもの、本当に魅力を感じるものを作るための情報 (消費者インサイト) を科学的に集め、分析し、商品企画や販売戦略等に反映させる手法です。

マーケティングリサーチ市場における一般的な市場調査は、郵送・電話・座談会等で消費者の意見を聴取する手法（オフラインリサーチ）と、インターネットを活用してパネル（注3）と質問・回答のやりとりを行う手法（オンラインリサーチ）に大別されますが、当社は日本において他社に先駆けてオンラインリサーチ事業を開始し、日本のオンラインリサーチ市場においてNo.1の市場シェア（注4）を有しています。

当社グループは、「Build your Data Culture ～ 私たちは、データネイティブな発想でお客様のマーケティング課題を解決し、ビジネスに成功をもたらすData Culture構築の原動力となることを目指します。」というグループビジョンを掲げ、このビジョンの下で特に日本事業においては、顧客企業のリサーチ課題に留まらず、より上流からマーケティング課題全体の解決を支援するため、「総合マーケティング支援企業」へと事業モデルの変革を進めます。今後も、当社が保有する消費者パネルから得られる様々なデータを活用した革新的なサービスを提供し、マーケティングビジネス領域全体にイノベーションを広げることを目指す方針です。

(注) 1. デジタルマーケティング

デジタルデータやデジタル施策を使ったマーケティング活動の総称であり、広告のプリテスト、様々なメディア媒体における広告効果測定、ソーシャルメディア分析等を通じて国内外における顧客企業のデジタル広告支出の最適化に資するデータを提供することを中心とした事業領域を意味します。

2. インサイト

消費者の行動や思惑、それらの背景にある意識構造を見抜いたことによって得られる「購買意欲の核心」を意味します。

3. パネル

質問票に対する回答者予備群として会員登録されている様々な属性の調査対象者のこと。個々のリサーチの目的に応じ、パネルの中から、年齢、性別、購買履歴、その他から属性別に回答者を抽出し、本調査の対象者として回答を依頼します。当社ではその属性を詳細に把握し、必要に応じてタイムリーに直接コンタクトが可能な3,600万人を超える良質な自社パネルをグローバルに保有しております。

4. No.1の市場シェア

オンライン・マーケティング・リサーチ市場シェア＝当社日本事業 注力事業及び株式会社電通マクロミルインサイトにおけるオンライン・マーケティング・リサーチ、株式会社H.M.マーケティングリサーチのオンライン・マーケティング・リサーチに係る売上高（2023年6月期）÷一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会（JMRA）によって推計された日本のMR業界市場規模アドホック調査のうちインターネット調査分（2022年分）（出典：一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会（JMRA） 2023年6月27日付 第48回経営業務実態調査）

(6) 主要な営業所 (2023年6月30日現在)

① 当社

本社	東京都港区
品川コネクテッドオフィス	東京都港区
関西支店	大阪府大阪市北区
名古屋営業所	愛知県名古屋市中区
仙台オフィス	宮城県仙台市青葉区

② 子会社

株式会社電通マクロミルインサイト	東京都中央区
株式会社H.M.マーケティングリサーチ	東京都中央区
Macromill Embrain Co., Ltd.	韓国 ソウル
株式会社エイトハンドレッド	東京都港区

(7) 使用人の状況 (2023年6月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,155 (184) 名	807名減 (17名減)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数減少の主な要因は、2023年6月1日付で、当社が当社子会社を通じて保有するMetrixLabグループの全株式をToluna Holdings Limited社に譲渡したことにより、MetrixLabグループを連結子会社から除外したことによるものです。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,179 (103) 名	6名減 (10名増)	33.2歳	5.6年

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時雇用者数は、パートタイマーの従業員のみであり、派遣社員は除いております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年6月30日現在)

借入先	借入額（百万円）
株式会社みずほ銀行	3,733
株式会社三菱UFJ銀行	2,970
株式会社りそな銀行	1,117
株式会社SBI新生銀行	1,117
農林中央金庫	1,024
株式会社三井住友銀行	1,024
合計	10,987

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年6月30日現在)

① 発行可能株式総数	151,435,200株
② 発行済株式の総数	40,480,500株
③ 株主数	6,554名
④ 大株主	

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,845,100	17.9
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE USL NON-TREATY CLIENTS ACCOUNT	6,225,100	16.3
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	5,189,600	13.6
GOVERNMENT OF NORWAY	2,083,100	5.5
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	2,024,181	5.3
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE THE HIGHCLERE INTERNATIONAL INVESTORS SMALLER COMPANIES FUND	1,676,600	4.4
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NON TREATY CLIENTS ACCOUNT	768,200	2.0
Goldman Sachs Bank Europe SE, Luxembourg Branch	755,300	2.0
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 510443	598,400	1.6
RBC ISB LUX NON RES/DOM RATE-UCITS CLIENTS ACCOUNT-MIG	539,300	1.4

- (注) 1. 当社は、自己株式2,285,835株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 当社は、2023年5月15日の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款第43条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議し、以下のとおり取得しました。
- (1) 取得対象株式の種類 当社普通株式
(2) 取得した株式の総数 1,393,400株
(3) 取得した株式の総額 1,199,973,600円
(4) 取得期間 2023年5月16日～2023年6月23日

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2022年10月21日付取締役会の決議に基づき、以下のとおり譲渡制限付株式報酬として、当社役員に対し自己株式を交付し、当該自己株式を処分いたしました。

払込期日 2022年11月15日

処分する株式の種類及び数 当社普通株式 25,400株

処分総額 27,254,200円

処分先 当社の執行役 4名

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び執行役の状況 (2023年6月30日現在)

取締役

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役	佐々木 徹	—	—
取締役	西 直 史	指名委員 報酬委員	ベインキャピタル・プライベート・エクイティ・ジャパン・LLC パートナー (株) ADKホールディングス 社外取締役、監査等委員 BEENOS (株) 社外取締役 (株) マッシュホールディングス 取締役
取締役	西 山 茂	指名委員 監査委員	早稲田大学大学院（ビジネススクール）教授 丸紅（株）社外監査役 (株) 東京エネシス 社外取締役 日本ハム（株）社外監査役
取締役	内 藤 真	報酬委員 監査委員	内藤ホールディングス（株）代表取締役社長
取締役	中 川 有紀子	指名委員 報酬委員	日清食品ホールディングス（株）社外取締役 東邦亜鉛（株）社外取締役 (公社) 会社役員育成機構 理事
取締役	志 賀 裕 二	監査委員	西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

- (注) 1. 取締役西山茂氏、内藤真氏、中川有紀子氏及び志賀裕二氏は、社外取締役であります。また、取締役西山茂氏、内藤真氏及び中川有紀子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役西山茂氏は2022年9月28日付で報酬委員を、取締役内藤真氏は同日付で指名委員を、取締役中川有紀子氏は同日付で監査委員をそれぞれ任期満了により退任いたしました。
3. 取締役中川有紀子氏は2022年9月28日付で指名委員及び報酬委員に、取締役志賀裕二氏は同日付で監査委員にそれぞれ就任いたしました。
4. 監査委員西山茂氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、監査委員会の職務を補助するものとして、補助使用人1名を設置しており、当該補助使用人が重要会議への出席等を通じて情報収集を行うほか、内部監査部門及び執行役から定期的にヒアリングを行い、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査委員は選定しておりません。

執行役

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表執行役社長	佐々木 徹	グローバルCEO
執行役	土 肥 太 郎	グローバルCCO
執行役	橋 元 伸太郎	グローバルCFO
執行役	井 上 賢	グローバルCTO

(注) 代表執行役社長佐々木徹氏は、取締役を兼務しております。

② 当事業年度中の取締役及び執行役の異動

イ. 就任

2022年9月28日開催の第9期定時株主総会において、志賀裕二氏が取締役に選任され、同日付で就任いたしました。

ロ. 退任

2022年9月28日付で、取締役水島淳氏が任期満了により退任いたしました。

2022年9月28日付で、執行役副社長歐米担当ウィレム・マティス・エリアス氏が任期満了により退任いたしました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役である西山茂氏、内藤真氏、中川有紀子氏及び志賀裕二氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

④ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲には当社及び当社の国内外子会社の取締役、執行役、監査役及び執行役員等が含まれていますが、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の役員等としての職務に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識し行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象にならないなど、一定の免責事由があります。

⑥ 取締役及び執行役の報酬等

イ. 取締役及び執行役の報酬等の決定に関する方針

当社は、報酬委員会を設置しており、取締役及び執行役の報酬等の額の決定に関する方針を定めております。同委員会は、2名の社外取締役、1名の取締役で構成されており、委員自身の報酬等に関する事項が議論される場合には、当該委員の出席はできないものとしております。

また、その決定方法の概要は、以下のとおりであります。

(取締役)

取締役の報酬は、経歴、専門的知識及び能力水準、これまでの報酬実績、担当する役割、並びに他社の報酬水準に関する調査結果等を総合的に勘案して、報酬委員会において個人別の報酬額を決定いたします。執行役を兼務しない取締役の報酬については、職務の内容に応じた額を基本報酬（固定）として支給します。執行役を兼務する取締役については、下記（執行役）の報酬に定める執行役に対する報酬を支給します。

(執行役)

執行役の報酬は、委任された職務において、求められる役割、与えられる権限、果たすべき責任の大きさ、他社の報酬水準に関する調査結果等を勘案した上で、報酬委員会において個人別の報酬額を決定いたします。日本国居住者である執行役の報酬額は、「基本報酬（固定）」、「業績連動報酬」及び「譲渡制限付株式」で構成され、日本国非居住者である執行役の報酬額は、「基本報酬（固定）」及び「業績連動報酬」で構成されます。業績連動報酬については、業績目標の達成率や個人別のミッション達成度等の評価項目に対する評価結果に基づき、下記「a. 業績連動報酬等に関する方針」に定める方法により決定し、譲渡制限付株式については、下記「b. 譲渡制限付株式に関する方針」に定める方法により割り当てます。なお、在任期間中の当社グループの業績伸長に対する貢献が顕著であった執行役に対しては、退職慰労金を支給することがあります。

a. 業績連動報酬等に関する方針

執行役に支給する業績連動報酬は、報酬内容の決定方針に基づき、当社グループの企業価値向上に対するインセンティブとして機能するように、業績評価に係る指標として当社グループにおける売上収益及び営業利益を選定し、具体的には以下の方法により支給総額を決定します。ただし、特殊要因によりこれらの売上収益又は営業利益が増減した場合、その影響を排除した上で支給総額を決定することがあります。

$$\begin{aligned} \text{支給総額} &= (a) \text{ 各執行役における目標基準額の総額} \\ &\times (b) \{ (\text{当期の当社グループにおける売上収益目標に対する達成率に応じた係数} \times 40\%) \\ &+ (\text{当期の当社グループにおける営業利益目標に対する達成率に応じた係数} \times 60\%) \} \end{aligned}$$

(a) について

(a) は、各執行役が担当する職務の内容、求められる役割、与えられる権限、果たすべき責任の大きさ、他社の報酬水準に関する調査結果等を勘案した上で、各執行役の就任時に報酬委員会が決定したそれぞれの目標基準額から総額を算出します。

(b) について

(b) は、当期の連結業績予想に定める連結ベースの通期売上収益及び営業利益に対して、その達成率が100%である場合を1.0とした0から3.0までの達成度合に応じた係数を定めており、それぞれの実績に基づく係数に、売上収益に対しては40%を、営業利益に対しては60%の評価ウェイトを乗じた上でこれらを加算する方法により算出します。

個人の支給額については、担当する職務におけるミッション達成度、経営における取り組み状況、特別な寄与等の個人評価を勘案し、全執行役における支給額の合計が上記の支給総額を超えない範囲で、報酬委員会が決定します。

b. 謾渡制限付株式に関する方針

株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象者に対し、以下のとおり譲渡制限付株式を割り当てます。

① 謾渡制限付株式の割当て及び払込み

対象者に対し、譲渡制限付株式に関する報酬として金銭報酬債権を支給し、各対象者は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。なお、譲渡制限付株式の払込金額は、譲渡制限付株式の募集についての取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象者に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。

また、上記金銭報酬債権は、対象者が、上記の現物出資に同意していること及び下記②に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

② 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象者との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

A) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象者は、3年間（以下、「譲渡制限期間」という。）当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

B) 譲渡制限付株式の無償取得

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象者が、譲渡制限期間が満了する前に当社の執行役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）を、当該退任の時点をもって、当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記A)の譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において下記C)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

C) 譲渡制限の解除

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象者が、譲渡制限期間中、継続して、当社の執行役の地位にあつたことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の執行役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

D) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	40 (32)	40 (32)	- (-)	- (-)	6 (5)
執行役	241	113	86	41	5
合 計 (うち社外役員)	281 (32)	153 (32)	86 (-)	41 (-)	11 (5)

- (注) 1. 上記の額は、当事業年度において支払われたか否かにかかわらず、当社が当事業年度において費用計上した金額（会計上の見積条件をもとに費用化した金額を含みます。）をもとに記載しているため、当事業年度における実際の支給額とは異なります。
2. 上記には、2022年9月28日付で任期満了により退任した社外取締役1名及び執行役1名を含んでおります。
3. 取締役と執行役を兼務する役員の報酬等の額は、執行役としての報酬等の額に含めて記載しております。
4. 非金銭報酬等の内容は、当社の譲渡制限付株式であり、割当ての際の条件等は「b. 譲渡制限付株式に関する方針」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「(1)⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
5. 執行役の報酬等の額には執行役5名に対する役員賞与に係る当事業年度における役員賞与引当金繰入額及び2022年9月28日付で任期満了により退任した執行役に対する役員退職慰労金等が含まれております。
6. 取締役及び執行役の個人別の報酬等の額の決定にあたっては、報酬委員会が決定方針との整合性も含め総合的に検討を行つており、決定方針に沿うものであると判断しております。

八、業績連動報酬等に関する事項

最近事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標及び実績は、以下のとおりです。

評価指標	評価ウェイト	2023年6月期 目標値（連結）	2023年6月期 実績値（連結）
売上収益	40%	56,000百万円	40,616百万円
営業利益	60%	6,550百万円	4,498百万円

(注) 2023年6月期の目標値は、2022年8月9日公表の「2022年6月期 決算短信（連結）」に開示した「2023年6月期の連結業績予想」に記載の数値であり、2023年6月期の実績値は、2023年8月14日公表の「2023年6月期 決算短信（連結）」に開示した「2023年6月期の連結業績」に記載の数値です。

2023年6月期における各評価指標の達成度合に応じた係数については、売上収益は0.83、営業利益は0.00としております。

⑦ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼職の状況及び兼職先との関係等
取締役	西 山 茂	早稲田大学大学院（ビジネススクール）教授、丸紅（株）社外監査役、（株）東京エヌシス社外取締役、日本ハム（株）社外監査役であります。各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
取締役	内 藤 真	内藤ホールディングス（株）代表取締役社長であります。兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
取締役	中 川 有紀子	日清食品ホールディングス（株）社外取締役、東邦亜鉛（株）社外取締役、（公社）会社役員育成機構理事であります。東邦亜鉛（株）及び（公社）会社役員育成機構理事と当社との間に特別な関係はありません。日清食品ホールディングス（株）と当社との間では取引がありますが、その取引金額は双方から見て売上の0.2%未満であり、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
取締役	志 賀 裕 二	西村あさひ法律事務所パートナー弁護士であります。兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	西 山 茂	当事業年度に開催された取締役会14回、監査委員会13回及び指名委員会8回の全てに出席いたしました。また、2022年9月28日の委員退任までの当事業年度に開催された報酬委員会1回の全てに出席いたしました。公認会計士、早稲田大学大学院の教授としての高度な専門性、職業倫理及び監督能力、並びに上場企業での社外取締役・社外監査役としての豊富な経験に基づいて、当社の経営全般について適宜、有益な助言・提言を行っております。
取締役	内 藤 真	当事業年度に開催された取締役会14回、監査委員会13回及び報酬委員会8回の全てに出席いたしました。また、2022年9月28日の委員退任までの当事業年度に開催された指名委員会2回の全てに出席いたしました。グローバル企業での豊富なマネジメント経験に基づいて、当社の経営全般について適宜、有益な助言・提言を行っております。
取締役	中 川 有紀子	当事業年度に開催された取締役会14回の全て及び2022年9月28日の委員就任以降、当事業年度に開催された指名委員会6回の全て、報酬委員会7回の全てに出席いたしました。また、2022年9月28日の委員退任までの当事業年度に開催された監査委員会2回の全てに出席いたしました。人的資本経営及びグローバル人材の育成の専門家、ESG経営の実務家としての豊富な知識と経験に基づいて、当社グループの経営全般について適宜、有益な助言・提言を行っております。
取締役	志 賀 裕 二	2022年9月28日の取締役就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回の全てに出席いたしました。また、2022年9月28日の委員就任以降、当事業年度に開催された監査委員会11回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うとともに、所属する委員会において、当社のコーポレート・ガバナンスについて適宜、有益な助言・提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 PwCあらた有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	111
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	116

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬の算定根拠及び決定のプロセス等の客觀性・合理性について必要な検証を行いました。さらに過去の報酬実績等と比較検討し、会計監査人の報酬等について妥当と認め、同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち一部の海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である社債発行に係るコンフォートレター作成業務等についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社の執行役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 当社の取締役会は、定期的に執行役から職務執行の状況の報告を受けるとともに、必要な事項について執行役に報告をさせ、執行役の職務執行を監督しております。
- イ. 当社の執行役は、法令、定款及び取締役会決議並びに業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程に従い、当社の業務を執行しております。
- ウ. 当社の監査委員は、法令に定められた権限を行使するとともに当社の執行役及び使用人並びに当社子会社の取締役（外国法上取締役に相当する者を含みます。以下同様。）及び使用人の職務を監査しております。
- エ. 当社グループの役員及び使用人の社会倫理に適合した行動を促すため、マクロミル行動規範を定めております。また、行動規範の周知、遵守のための研修等の啓蒙・教育活動を推進しております。全社的なコンプライアンス体制の強化・推進を目的にコンプライアンス推進体制を整備、コンプライアンス最高責任者を代表執行役とし、法務・総務部門長を会長とするコンプライアンス推進会を設置しております。コンプライアンス推進会では、コンプライアンスに関する方針・施策の検討と推進、コンプライアンス体制の推進と改善、企業理念・企業行動基準の周知徹底と遵守の総括管理を行っております。
- オ. 法令、倫理、行動規範に対する違反違法行為の早期発見と是正を図るため、内部通報運用規程に内部通報制度の設置を定めております。
- カ. 当社の内部監査室は、内部監査規程、内部監査手続基準、内部監査実施計画等に基づき、当社グループにおける会社業務全般について、法令・定款・社内規程の遵守状況、業務執行手続及びその妥当性について監査を実施し、その結果について、代表執行役及び監査委員会に報告を行っております。代表執行役は、業務執行手続上不適切な事項がある場合には必要に応じて各事業部門又は子会社に改善を勧告しております。また、内部監査室は、内部監査により判明した指摘・改善事項について、その改善状況につき、フォローアップ監査を実施しております。

② 当社の執行役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア. 情報の保存・管理

各委員会議事録等の法定文書のほか、執行役会議事録等の重要な職務執行に係る情報が記録された文書（電磁的記録を含みます。以下同様。）を文書管理規程等社内規程に従い、適切に保存、管理しております。

イ. 情報の閲覧

執行役は、上記文書等について監査委員会からの要求があった場合には速やかに提出しております。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. 法務・総務部門及び内部監査室を設置し、当社グループの法令遵守やリスク管理についての徹底と指導を行っております。
- イ. 当社の取締役会、執行役会、経営会議その他の重要な会議にて、執行役、執行役員、当社子会社の取締役、その他の業務執行責任者から、当社グループの業務執行に関わる報告を定期的に行っております。
- ウ. 当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事業活動の継続に関し、適時かつ適切な検討を行い、損失危機管理の状況をモニタリングしております。
- エ. プライバシーポリシーを定め、個人情報保護マネジメントシステムを確立し、実施、維持し、かつ改善するとともに、情報セキュリティポリシーを定め、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、適切な情報管理体制を構築、維持しております。
- オ. 不測の事態が発生した場合には、当社の執行役を本部長とする緊急対策委員会を設置し、危機管理にあたります。
- カ. 当社グループに著しい損害を及ぼす事態が現に生じた場合を想定し、損害を最小限に止めるために、緊急対策委員会の設置、緊急連絡網の整備、顧客・パネルその他ステークホルダーへの対応、業務の継続判断等に関するガイドラインを定めております。

④ 当社の執行役及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 当社の取締役会は職務権限規程、業務分掌規程に基づき適切に執行役又は執行役会に権限の委譲を行い、執行役又は執行役会が付与された権限及び予め設定された経営計画に基づき適正、円滑、組織的かつ効率的な業務の執行が行われる体制を構築しております。各執行役は、自己の担当領域に関する業務目標の達成を通じて当社グループ全体としての経営目標の達成に努め、委任された権限及び予め設定された経営計画に基づき当社グループにとって最善の利益をもたらすと合理的に判断する内容の意思決定を行っております。また、当社グループにとって重要な案件が当社子会社各社から当社に上程され、適切な機関によって意思決定されることを確保するため、当社は、当社子会社各社をして、必要事項を定めた職務権限規程を制定させるとともに、その内容を各社の使用人に対して周知徹底させております。

- イ. 当社及び当社子会社各社の人事制度に、目標達成に向けて使用人が行うべき具体的な目標を定め、その達成度に応じた業績評価を行っております。
- ウ. 当社の各種社内会議体制の整備
 - a. 取締役会
取締役会は、原則毎月1回開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を速やかかつ柔軟に開催し、経営に関わる重要事項に関して迅速に意思決定を行うとともに、定期的に執行役から職務執行の状況の報告を受け、必要な事項について執行役に報告をさせ、執行役の職務執行を監督しております。
 - b. 執行役会
執行役会は、会社法第416条第4項に基づき、取締役会の決議によって、執行役に委任された業務執行の決定のうち、職務権限規程により執行役会決議事項とされた事項について決議を行っております。執行役会は、原則毎週1回開催される定時執行役会の他、必要に応じて臨時執行役会を開催し、迅速な意思決定を行っております。
 - c. 経営会議
執行役、執行役員からなる経営会議を原則として毎週1回開催し、業務執行、営業戦略等に関わる重要事項について、慎重かつ多角的に検討、協議を行っております。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア. 当社の執行役、執行役員又はマネジャー職に相当する職位以上の者を当社子会社の取締役の一部として派遣し、当該子会社における他の取締役の職務執行を監督しております。
- イ. 当社において原則毎週開催される定時執行役会又は経営会議において、適時、当社子会社の業績、経営計画及びその進捗状況等について、当該子会社の取締役又は担当執行役若しくは担当執行役員から報告を行っております。
- ウ. 当社子会社における法令等遵守体制、損失危機管理体制、情報保存管理体制、効率性確保体制の構築運営を支援する体制及び当該子会社における内部統制体制を管理・モニタリングする体制を構築しております。
- エ. 法務・総務部門、人事部門及び財務経理部門は子会社等管理規程に基づき、当社子会社に一定の事項について所定の承認を受けさせ、経営内容を把握するため資料等の提出を求め検討しております。
- オ. 内部監査室は、当社子会社に対し、会社業務全般について、法令・定款・社内規程の遵守状況、業務執行手続及びその妥当性について監査を実施しております。

⑥ 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の指名により、職務を補助する使用人を設置しております。

⑦ 前号の使用人の執行役からの独立性に関する事項、並びに当社の監査委員会の前号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号の使用人を置く場合には、その独立性を確保するため使用人の人事考課及び異動に関しては、監査委員会の意見をもとにこれを行います。

⑧ 当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び使用人が監査委員会に報告するための体制、並びに当社子会社各社の取締役、監査役その他これらの方に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制

当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び使用人（以下、総称して「取締役等」という。）は、監査委員会の求めに応じて会社の業務執行状況を報告いたします。また、取締役等は、監査委員会に対して、法定の事項に加えて、当社グループに重大な影響を与える事項、当社子会社各社の役員及び使用人から内部通報制度等により報告を受けた重要事項、内部監査の実施状況等を速やかに報告いたします。報告の方法については、監査委員会が決定する方法によります。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループでは、法令、倫理、行動規範に対する違反行為の早期発見と是正を図るため、内部通報運用規程に基づいて内部通報制度を設置・運用しており、かかる制度に基づき通報を行った役員及び従業員を公正かつ丁重に取り扱い、通報者に対する一切の報復措置を許容せず、当該通報者の匿名性を可能な限り維持することに努めます。

⑩ 当社の監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員会は、監査委員会及び監査委員の職務の執行に関する活動に係る費用計画を作成し、当社は、かかる費用計画に従って発生した費用を負担いたします。これらの費用には、監査委員会が必要に応じてその職務の遂行のために利用する弁護士その他の外部専門家の費用も含まれます。

⑪ その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 監査委員会又は監査委員は、必要に応じて隨時、当社グループの取締役、執行役又は使用人から報告を受けます。
- イ. 監査委員会又は監査委員は、主要な稟議書その他の決裁書類を閲覧し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握いたします。また、必要に応じて当社グループの取締役、執行役又は使用人からその説明を求めます。
- ウ. 監査委員会又は監査委員は、当社グループの会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図ります。
- エ. 監査委員会又は監査委員が、必要に応じて独自に、弁護士その他の外部専門家に相談できる環境を整備いたします。
- オ. 監査委員は、原則毎月1回、監査委員会を開催し、監査に係る方針、重要事項について協議を図るものとし、必要に応じて当社グループの取締役、執行役、監査役（外国法上監査役に相当する者を含みます。）又は内部監査室と意見を交換いたします。
- カ. 当社の内部監査室は、内部監査の計画及び結果について、代表執行役及び監査委員会に報告を行います。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ア. 反社会的勢力と一切関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、これに屈することなく毅然とした態度で対応しております。
- イ. 反社会的勢力に対する対応部門を法務・総務部門に設置するとともに、不当要求防止責任者を選任しております。
- ウ. 不当要求防止責任者は、所轄警察署が開催する講習会などに定期的に参加し、所轄警察署や関連団体などから適宜情報を入手し、これらの情報に基づき反社会的勢力からの被害防止を行っております。
- エ. 有事の際には、所轄警察署や弁護士などと緊密に連携し、速やかに対処できる体制を構築しております。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 当社の執行役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保することの体制

- ア. 取締役に対して、コーポレートガバナンスに関する研修を実施しております。また、執行役及び使用人に対してコンプライアンスに関する研修を実施しております。
- イ. 監査委員会の職務を補助するものとして設置された補助使用人が重要な会議への出席、重要な決裁書類のレビュー、担当者へのヒアリング等の情報収集を行い、内部監査室が当社及び子会社の内部監査を実施し、それぞれ毎月開催される監査委員会において報告しております。
- ウ. 内部通報運用規程に基づいて、内部通報窓口を設置するとともに、役員及び使用人に対して周知を行い、法令等に違反する事実の早期発見に努めています。

② 当社の執行役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行役会議事録等の重要な職務執行に係る情報が記録された文書（電磁的記録も含む。）を文書管理規程等社内規程に従い、適切に保存、管理しております。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. 内部監査室が策定した内部監査計画に基づいて当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を代表執行役及び監査委員会に報告し、協議を行っております。
- イ. 個人情報保護マネジメントシステム及び情報セキュリティマネジメントシステムの維持、改善を実施するとともに、プライバシーポリシー及び情報セキュリティポリシーの定めに従い、適切な情報の管理に努めています。

④ 当社の執行役及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

業務分掌規程及び職務権限規程を定め、執行役の権限及び責任を明確化し、執行役の職務の効率化を図っております。また、子会社において職務権限規程を定め、当社の承認及び報告を要する事項を明確にし、子会社の取締役の職務執行の効率化を図っております。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア. 定例の取締役会、執行役会又は経営会議において、適宜、当社子会社の業績、経営計画及びその進捗状況について、当該子会社の取締役又は担当執行役等から報告を行っております。
- イ. 子会社において定める職務権限規程において当社の承認事項とされている事項については、当社において適正性を確認し、承認を行っております。

⑥ 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会は監査が実効的に行われることを確保するため、補助使用人1名を設置し、必要な情報の収集に努めるとともに、内部監査室及び会計監査人と意見交換等を実施しております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営上の施策の一つとして認識しています。一方で、将来の成長投資に必要となる内部留保の充実と、財務基盤の確立、株主への利益還元を総合的に勘案することが大切だと考えています。すなわち、当社の資本コストを上回る投資案件がある場合には、企業価値向上につながる戦略的投資を実行し、持続的な売上高及び利益成長を実現することと、それを可能とする健全な財務基盤の確立を優先することが、株主の皆様との共通の利益の実現に資すると考えています。

従って当社は、30%の連結配当性向を目標としつつ、当面の間は上記の考え方方に沿う範囲の中で、株主の皆様に対して、安定的かつ継続的な増配を実現する形で剰余金の配当を行うことを基本方針とします。

また、自己株式の取得についても、事業展開、投資計画、内部留保の水準、業績動向等を総合的に勘案しながら、利益還元策の一環として機動的な実施を検討していくことを引き続き基本方針とします。

なお当社は、定款に「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める」旨を規定しており、機動的な配当及び自己株式の取得の実施が可能です。

これらの方針に従って、当期（2023年6月期）の配当については、一株当たり10円の中間配当に加えて、同11円の期末配当を行うことで1株当たり計21円とし、来期（2024年6月期）の配当については、1株当たり25円（中間配当12円、期末配当13円）とすることを予定しています。

定時株主総会会場ご案内図

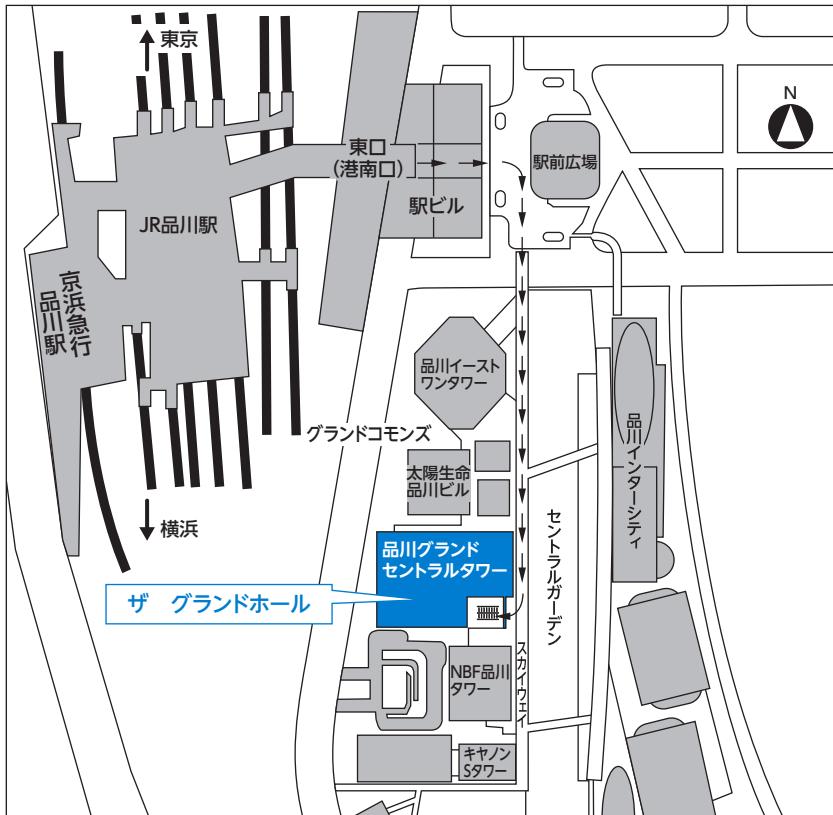
会場

品川グランドセントラルタワー3階 ザ グランドホール

東京都港区港南二丁目16番4号

交通

J R | A 「品川駅」 港南口より徒歩約3分
京浜急行 | B 「品川駅」 より徒歩約8分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

第10期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

(1) 連結計算書類

連結財政状態計算書
連結損益計算書
連結持分変動計算書
連結注記表

(2) 計算書類

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

(3) 監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告
計算書類に係る会計監査報告
監査委員会の監査報告

株式会社マクロミル

連結計算書類

連結財政状態計算書

2023年6月30日現在
(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
資産		負債及び資本	
流動資産		流動負債	
現金及び現金同等物	18,255	社債及び借入金	10,632
営業債権及びその他の債権	6,659	リース負債	798
契約資産	1,725	営業債務及びその他の債務	3,207
棚卸資産	639	契約負債	440
その他の金融資産	216	その他の金融負債	158
その他の流動資産	1,790	未払法人所得税	502
流動資産合計	29,286	引当金	1,522
非流動資産		その他の流動負債	2,132
有形固定資産	948	流動負債合計	19,394
使用権資産	1,348	非流動負債	
のれん	40,033	社債及び借入金	30,288
その他の無形資産	2,561	リース負債	596
持分法で会計処理されている投資	6,651	その他の金融負債	722
長期貸付金	10,043	退職給付に係る負債	323
その他の金融資産	1,188	引当金	408
繰延税金資産	2,026	繰延税金負債	43
その他の非流動資産	65	その他の非流動負債	45
非流動資産合計	64,867	非流動負債合計	32,428
		負債合計	51,823
資産合計	94,154	資本	
		資本金	1,090
		資本剰余金	10,790
		自己株式	△1,969
		その他の資本の構成要素	1,160
		利益剰余金	26,585
		親会社の所有者に帰属する 持分合計	37,657
		非支配持分	4,672
		資本合計	42,330
		負債及び資本合計	94,154

連結損益計算書

2022年7月1日から2023年6月30日まで
(単位：百万円)

科目	金額
継続事業	
売上収益	40,616
営業費用	△36,084
その他の営業収益	96
その他の営業費用	△251
持分法による投資利益	120
営業利益	4,498
金融収益	175
金融費用	△945
税引前利益	3,728
法人所得税費用	△1,124
継続事業からの当期利益	2,603
非継続事業	
非継続事業からの当期利益	5,790
当期利益	8,394
当期利益の帰属	
親会社の所有者に帰属する継続事業から生じた当期利益	1,778
親会社の所有者に帰属する非継続事業から生じた当期利益	5,796
非支配持分	819
当期利益	8,394

連結持分変動計算書

2022年7月1日から2023年6月30日まで

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	確定給付制度の再測定	在外営業活動体の換算差額
2022年7月1日時点の残高	1,090	11,641	△791	6	—	△178
当期利益	—	—	—	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	16	△0	684
当期包括利益合計	—	—	—	16	△0	684
新株の発行	—	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	△3	△1,199	—	—	—
自己株式の処分	—	5	21	—	—	—
株式に基づく報酬取引	—	△18	—	—	—	—
配当金	—	—	—	—	—	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	—	—	0	—
子会社に対する所有持分の変動	—	△875	—	—	—	—
企業結合による変動	—	139	—	—	—	481
その他の増減	—	△98	—	—	—	△4
所有者との取引額合計	—	△850	△1,178	—	0	477
2023年6月30日時点の残高	1,090	10,790	△1,969	22	—	982

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					合計	
	その他の資本の構成要素		利益剰余金	合計	非支配持分		
	新株予約権	合計					
2022年7月1日時点の残高	179	6	19,757	31,704	4,123	35,827	
当期利益	—	—	7,575	7,575	819	8,394	
その他の包括利益	—	700	—	700	160	861	
当期包括利益合計	—	700	7,575	8,275	980	9,255	
新株の発行	△51	△51	—	△51	4	△47	
自己株式の取得	—	—	—	△1,203	—	△1,203	
自己株式の処分	—	—	—	27	—	27	
株式に基づく報酬取引	26	26	—	7	—	7	
配当金	—	—	△751	△751	△466	△1,218	
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替	—	0	△0	—	—	—	
子会社に対する所有持分の変動	—	—	—	△875	66	△808	
企業統合による変動	—	481	—	621	△36	584	
その他の増減	1	△3	4	△97	1	△95	
所有者との取引額合計	△23	453	△747	△2,322	△430	△2,752	
2023年6月30日時点の残高	155	1,160	26,585	37,657	4,672	42,330	

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRSという。）に準拠して作成しています。なお、連結計算書類は、同項後段の規定により、IFRSで求められている開示項目の一部を省略しています。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数は当連結会計年度末において18社であり、主要な連結子会社の名称は以下のとおりです。

株式会社電通マクロミルインサイト、株式会社H.M.マーケティングリサーチ、Macromill Embrain Co., Ltd.、株式会社エイトハンドレッド

なお、新たな買収及び設立等により、当連結会計年度より4社を新規に連結子会社に含めています。また、MetrixLabグループの株式を保有するSiebold Intermediate B.V.社の全株式を売却したことにより、28社を連結子会社から除外しています。

(3) 持分法適用に関する事項

持分法適用関連会社の状況

持分法適用関連会社の数は当連結会計年度末において5社であり、主な関連会社の名称は以下のとおりです。

EOLebrain Online Marketing Research Co., Ltd.、Toluna Holdings Limited、株式会社モニタス

なお、新たな株式取得等により、当連結会計年度より4社を新規に持分法適用関連会社に含めています。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(I) 金融資産の分類

当社グループは、金融商品に係る会計処理について、IFRS第9号「金融商品」を適用しています。金融資産の分類及び測定モデルの概要は以下のとおりです。当社グループは、金融資産を事後に償却原価で測定する金融資産と公正価値で測定する金融資産に分類しています。この分類は、金融資産が負債性金融商品か資本性金融商品かによって以下のとおり分類しています。なお、償却原価で測定する金融資産については発生日に当初認識しており、それ以外の金融資産については取引日に当初認識しています。

(i) 負債性金融商品

(a) 債却原価で測定する金融資産

負債性金融商品としての金融資産は、以下の要件をともに満たす場合に償却原価で事後測定しています。

・当社グループのビジネスモデルにおいて、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として保有している場合

・契約条件が、特定された日に元本及び元本残高に係る利息の支払のみによるキャッシュ・フローを生じさせる場合

償却原価で測定する金融資産は、公正価値（直接起因する取引コストも含む）で当初認識しています。当初認識後、償却原価で測定する金融資産の帳簿価額については実効金利法を用いて算定し、必要な場合には減損損失を控除しています。

(b) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

上記の償却原価で測定する金融資産の区分の要件のいずれかが満たされない場合、負債性金融商品は「純損益を通じて公正価値で測定するもの」として分類され、公正価値で測定しその変動を純損益で認識しています。

(ii) 資本性金融商品

(a) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

当社グループの資本性金融商品は、公正価値で測定し、当初認識時に公正価値の変動をその他の包括利益に計上するという選択（取消不能）を行う場合を除いて、その変動を純損益で認識しています。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

当社グループは、資本性金融商品については、公正価値の変動を純損益ではなくその他の包括利益を通じて認識するという選択（取消不能）を行っています。公正価値変動による利得及び損失の事後における純損益への振替は行われません。なお、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産からの配当金については、「金融収益」として純損益で認識しています。

他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は公正価値（直接起因する取引コストも含む）で当初認識しています。当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動は「他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」として、その他の包括利益に含めています。資本性金融商品の認識を中止した場合、他の包括利益を通じて認識された利得又は損失の累計額を直接利益剰余金へ振り替えています。

（II）金融資産の減損

償却原価で測定される金融資産については、将来発生すると見込まれる信用損失を控除して表示しています。当社グループは当該金融資産について、当初認識以降信用リスクが著しく増加しているか評価しています。この評価には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報を考慮しています。

当初認識以降信用リスクが著しく増加していると評価された償却原価で測定される金融資産については、個々に全期間の予想信用損失を見積っています。そうでないものについては、報告日後12ヶ月の予想信用損失を見積っています。ただし、営業債権については常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定します。当該測定に係る金額は、純損益で認識します。

また、償却原価で測定される金融資産のうち、営業債権については、類似する債権ごとに過去における予想信用損失の実績率を基礎として将来の予想信用損失を見積っています。

（III）金融負債の分類

金融負債の分類及び測定モデルの概要は以下のとおりです。

当社グループは、金融負債を当社グループが当該金融商品の契約当事者になった時点で認識しており、償却原価で測定する金融負債に分類しています。

償却原価で測定する金融負債は、当初認識時に公正価値からその発行に直接起因する取引コストを減算して測定しています。また、当初認識後は実効金利法に基づく償却原価で測定しています。

（IV）非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社の非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っています。のれん及び未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を毎年同じ時期に見積っています。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうちいざれか大きい方の金額としています。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いています。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しています。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しています。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しています。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しています。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に損益として認識いたします。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額いたします。

のれんに関連する減損損失は戻入いたしません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しています。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻し入れます。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻し入れます。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として仕掛品であり、個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）で評価しています。

③ 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(I) 有形固定資産

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しています。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び原状回復費用が含まれています。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されています。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・建物及び構築物 5~47年
- ・工具器具及び備品 4~20年
- ・車両 5年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

(II) その他の無形資産

無形資産の測定においては、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

個別に取得した無形資産は、当初認識に際し取得原価で測定しており、企業結合において取得した無形資産の取得原価は、取得日現在における公正価値で測定しています。

のれん以外の無形資産は、当初認識後それぞれの見積耐用年数にわたりて定額法で償却され、減損の兆候が存在する場合はその都度、減損テストを実施しています。なお、耐用年数を確定できない無形資産はありません。

主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・ソフトウエア 5年
- ・顧客関連資産 5年及び8年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

④ リース

当社グループは、契約開始時に、特定された資産の使用を支配する権利が一定の期間にわたりて対価と交換に移転する場合、その契約がリース又はリースを含んでいると判断しています。

なお、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び少額資産のリースについて、使用権資産及びリース負債を認識しないことを選択しています。

使用権資産は取得原価で当初測定し、取得原価には、リース負債の当初測定した金額に、リース契約に基づき要求される原資産の原状回復コスト等を含めています。リース負債は、リース開始日で支払われていないリース料を現在価値で当初測定しています。リースの計算利子率が容易に算定できない場合には、借手の追加借入利子率を割引率として使用しています。

当初認識後は、使用権資産を見積耐用年数又はリース期間のいずれか短い年数にわたり定額法により減価償却しています。リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しています。

⑤ 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しています。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該債務に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いています。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しています。

⑥ 退職後給付

当社グループの一部の子会社では、従業員の退職給付制度として確定給付制度を運営しています。

当該会社は、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しています。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しています。

確定給付制度に係る負債又は資産は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除し、算定しています。また、利息費用は、金融費用として計上しています。

確定給付制度債務及び制度資産の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えています。

過去勤務費用は、発生した期の損益として処理しています。

また、当社及び当社グループの一部の子会社では、確定拠出制度を採用しています。確定拠出制度への拠出は、従業員が勤務を提供した期間に費用として処理しています。

⑦ 収益

当社グループでは顧客との契約について、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは、オンライン・リサーチを中心としたマーケティングリサーチサービスを提供しています。当社グループのマーケティングリサーチは設計、調査、集計、分析という段階に分けられ、設計から分析までがワンストップで提供されるものです。当社はこれらのマーケティングリサーチ事業の各工程の成果物について、履行義務の充足が他に転用できる資産を創出せず、当社グループが現在までに完了した履行に対する支払を受ける強制可能な権利を有していることから、一定の期間にわたり充足される履行義務として収益認識を行っており、契約上のマイルストーンによるアウトプット法により履行義務の充足の測定、収益認識を行っています。契約資産は、顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する権利のうち、時の経過以外の条件付きの権利です。契約負債は財又はサービスを顧客に移転する前に、顧客から対価を受け取っている又は対価の支払い期限が到来しているものです。サービス提供は受注から半年以内に完了するなど、通常、履行義務の充足から1年内に決済を完了しており、取引の対価には重大な金融要素を含んでいません。

また、収益は消費税等の税金を控除した金額で測定されます。

⑧ のれん

企業結合により生じたのれんは、のれんに計上しています。のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

のれんの償却は行わず、毎期及び減損の兆候が存在する場合には、その都度、減損テストを実施しています。のれんの減損損失が発生した場合は、連結損益計算書において認識され、その後戻入は行っていません。

⑨ 外貨換算

(I) 外貨建取引

当社グループの各企業は、その企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨として、それぞれ独自の機能通貨を定めており、各企業の取引はその機能通貨により測定しています。

各企業が計算書類を作成する際、その企業の機能通貨以外の通貨での取引については、取引日における直物為替相場又はそれに近似するレートにより機能通貨に換算しています。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は期末日の為替相場で、公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債はその公正価値の算定日における為替相場で、取得原価に基づいて測定されている非貨幣性項目は取引日の為替相場でそれぞれ換算しています。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しています。

(II) 在外営業活動体の計算書類

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については、為替相場に著しい変動がある場合を除き、平均為替レートを用いて日本円に換算しています。在外営業活動体の計算書類の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しています。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識されます。

⑩ 非継続事業

当社グループは、独立した事業が既に処分されたか又は売却目的保有に分類される要件を満たした時点で、当該事業を非継続事業に分類しております。事業を非継続事業に分類した場合は、当該事業が比較対象期間の開始日から非継続事業に分類されていたものとして連結損益計算書を再表示しています。

⑪ 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

2. 表示方法の変更に関する注記

長期貸付金の表示方法は、従来、その他の金融資産（前連結会計年度は8百万円）に含めて表示していましたが、重要性が増したため、当連結会計年度より、長期貸付金として表示しています。

3. 会計上の見積りに関する注記

IFRSに準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行っています。これらの見積り及び仮定は、過去の経験及び利用可能な情報を収集し、決算日において合理的であると考えられる様々な要因を勘案した経営者の最善の判断に基づいています。しかし、その性質上、将来において、これらの見積り及び仮定とは異なる結果となる可能性があります。

当連結会計年度の連結計算書類において判断、見積り及び仮定の設定を行った項目のうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性がある項目は、以下のとおりです。

・のれんの減損

(i) 当連結会計年度の連結財政状態計算書に計上した金額

のれん 40,033百万円

(ii) 算出方法及び主要な仮定

当社グループは、事業計画を基礎とした将来のキャッシュ・フローの見積り及び仮定を変更しています。のれんの減損テストの実施においては、割引後の将来キャッシュ・フローに基づく使用価値にて算定した回収可能価額を用いており、当連結会計年度においては、のれんの減損損失の認識は不要と判断しています。なお、使用価値の算定に用いた将来事業計画は、市場指標及び過去実績を勘案した売上成長率等を主要な仮定とし、過去の経験及び外部情報とも整合性をとった上で策定しています。

(iii) 翌年度の連結計算書類に与える影響

減損テストに用いた主要な仮定には、不確実性があり、経営環境等の変化により、見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

・持分法で会計処理されている投資の評価

(i) 当連結会計年度の連結財政状態計算書に計上した金額

持分法で会計処理されている投資 5,748百万円

(ii) 算出方法及び主要な仮定

当社グループは、持分法で会計処理されている投資について、減損の兆候の有無の判断を行い、減損の兆候が識別された場合には、投資先の事業計画を基礎とした割引後の将来キャッシュ・フローに基づく回収可能価額を算定し、回収可能価額と帳簿価額を比較して、減損損失の認識の要否を判断しており、当連結会計年度においては、持分法で会計処理されている投資の減損損失の認識は不要であると判断しています。回収可能価額の算定に用いる割引後将来キャッシュ・フローは市場指標及び過去実績を勘案した売上成長率、EBITDA倍率、割引率等を主要な仮定としています。

(iii) 翌年度の連結計算書類に与える影響

持分法で会計処理されている投資の評価に用いる仮定には、不確実性があり、経営環境等の変化により、見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

・長期貸付金の評価

(i) 当連結会計年度の連結財政状態計算書に計上した金額

長期貸付金 10,043百万円

(ii) 算出方法及び主要な仮定

長期貸付金は、持分法適用会社に対する転換権付き貸付債権（ベンダー・ローン）です。

貸付金の評価においては、貸付先の将来事業計画に基づく割引後将来キャッシュ・フローを考慮し、かつ、貸付先の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合に、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、貸付金に対する貸倒引当金を認識しています。将来事業計画は売上成長率を主要な仮定として策定しています。なお、当連結会計年度においては、長期貸付金に対する貸倒引当金の認識は不要と判断しています。

(iii) 翌年度の連結計算書類に与える影響

長期貸付金の評価に用いる仮定には、不確実性があり、経営環境等の変化により、見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額	1,712百万円
(2) 使用権資産の減価償却累計額及び減損損失累計額	3,263百万円
(3) 資産から直接控除した貸倒引当金	85百万円
(4) 財務制限条項	

当社は、2022年3月29日に株式会社みずほ銀行と金銭消費貸借契約を締結しています。

なお、当該契約には財務制限条項がついており、当該条項は以下のとおりです。

(i) 純資産維持

2022年6月期決算以降、各年度の決算期の末日及び第2四半期の末日における連結財政状態計算書上の資本合計の金額を2021年12月第2四半期の末日における連結財政状態計算書上の資本合計の金額の75%及び直前の決算期末日又は第2四半期の末日における連結財政状態計算書上の資本合計の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。

2022年6月期決算以降、各年度の決算期の末日及び第2四半期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を2021年12月第2四半期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%及び直前の決算期末日又は第2四半期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。

(ii) 利益維持

2022年6月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。

2022年6月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。

5. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
発行済株式	普通株式	40,480,500株	－株	－株	40,480,500株
自己株式	普通株式	917,835株	1,393,400株	25,400株	2,285,835株

自己株式の増加1,393,400株は、2023年5月15日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得によるものであり、減少25,400株は、2022年10月21日開催の取締役会決議に基づく自己株式の処分による減少です。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

取締役会 決議	株式の種類	配当の原資	配当の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年 8月9日	普通株式	利益剰余金	356百万円	9円	2022年 6月30日	2022年 9月29日
2023年 2月14日	普通株式	利益剰余金	395百万円	10円	2022年 12月31日	2023年 3月6日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

取締役会 決議	株式の種類	配当の原資	配当の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年 8月23日	普通株式	利益剰余金	420百万円	11円	2023年 6月30日	2023年 9月28日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 717,200株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、一時的な余資を安全性の高い金融資産で運用し、また資金調達については、経営計画と照らして必要に応じて資金を調達することとしています。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

(I) 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク）にさらされており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っています。また、資金調達についてはその時々の経済環境等の要因を勘案し、直接金融や間接金融等の調達手段の中から最適と考えられる調達手段を選択していくことを取組方針としています。

(II) 信用リスク管理

信用リスクは、保有する金融資産の相手先の債務が不履行となることにより、当社グループに財務上の損失が発生するリスクです。営業債権について、当社グループは各社の与信管理規程に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理等を行うとともに、信用状況を把握する体制としており、発生から一定期間を超えた営業債権について、債務不履行であると考え、減損処理の対象としています。

具体的には、当社グループは債権を営業債権（正常債権）、信用毀損債権の2つのカテゴリーに区分しており、①契約上の支払の期日経過が6ヶ月以上1年未満で、かつ、債務者の財政状況の把握・検討により、支払能力に問題があるとされた滞留債権、及び②契約上の支払の期日より1年以上入金のない滞留債権を、信用毀損債権としています。また、債務者による法的整理の完了時や、債務者の支払能力等からその全額が回収できないことが明らかになった場合等、債権の回収が合理的に見込めない場合においては、債権を直接償却しています。

予想信用損失は、過去の信用損失及び現在把握している定性的な要因のほか、全般的なマクロ経済の動向等も考慮の上で、営業債権（正常債権）については、単純化したアプローチにより全期間の予想信用損失、信用毀損債権についても全期間の予想損失に等しい金額で測定しています。

金融資産については、連結計算書類に表示されている減損後の帳簿額が当社グループの信用リスクに係る最大エクスポージャーとなります。これらの信用リスクに係るエクスポージャーに関し、保証として保有する担保及びその他の信用補完するものは、ありません。

(III) 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクです。

当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関よりコミットメントライン契約等隨時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しています。

(IV) 市場リスク管理

当社グループの活動は、主に経済環境・金融市場環境が変動するリスクにさらされています。金融市場環境が変動するリスクとして、具体的には（i）為替変動リスク、（ii）金利変動リスクがあります。

当社グループが保有する金融商品のうち、当該市場リスクにさらされているものは、主として、長期借入金があります。

(i) 為替変動リスク管理

当社グループは、国際的に事業を展開していることから、主にユーロ、米ドルの為替変動が業績に大きく影響いたします。

為替変動リスクは、主として外貨建ての債権債務の保有により生じます。

為替相場の現状及び今後の見通しについては常時モニタリングを行っています。

なお、当社グループの在外営業活動体の計算書類の換算に伴い、その他の包括利益が変動しますが、その影響は当社グループにとって重要なものではないと考えています。

(ii) 金利変動リスク管理

金利変動リスクは、主として、変動利付の長期借入を行っていることにより生じます。

変動金利相場の現状及び今後の見通しについては常時モニタリングを行っています。

③ 公正価値の測定方法

現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務については、短期間で決済されるものであるため、帳簿額が公正価値に近似しています。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

2023年6月30日における連結財政状態計算書計上額、公正価値及びこれらの差額については、次のとおりです。

現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務については、短期間で決済されるものであるため、帳簿価額が公正価値に近似しています。

以下を除く、その他の金融資産、その他の金融負債の公正価値は残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、帳簿価額は公正価値に近似しています。

(a)株式

上場株式は、取引所の価格を公正価値としています。非上場株式は、時価純資産法を用いて評価しています。

(b)社債及び借入金

社債及び借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しています。

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は借入実行後大きな変動はないことから、契約上の金額は公正価値に近似しています。

(c)デリバティブ資産

デリバティブ資産は、その他の金融資産に含まれ、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しています。これは為替予約であり、主に外国為替相場などの観察可能なインプットを用いたモデルに基づき測定しています。

(d)長期貸付金

長期貸付金は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。これは持分法適用会社であるToluna Holdings Limitedに対する転換権付き貸付金となっており、転換までの期間を見積り、観察不能なインプット等に基づいたモンテカルロ・シミュレーション法を用いて測定しています。

(e)非支配株主と締結した先渡契約に係る負債

非支配株主と締結した先渡契約に係る負債は、連結子会社である株式会社エイトハンドレッドの非支配株主と締結した株式の先渡契約の公正価値を計上しています。当初認識時については金融負債を計上し、同額を資本剰余金から減額しています。当該公正価値は、契約相手への支払いが要求される金額を見積り、その見積金額に株式譲渡時点までの期間及び信用リスクを加味した利率を用いて算定した現在価値としています。結果として、当連結会計年度末における金額は864百万円です。

当該金融負債の公正価値は、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算出し、公正価値の変動は資本剰余金の増減額として認識します。なお、当該金融負債の公正価値のヒエラルキーのレベルはレベル3ですが、下記表には含めていません。

金融負債の期日別残高は以下のとおりです。契約上のキャッシュ・フローは利息支払額を含んだ割引前のキャッシュ・フローを記載しています。

	帳簿価額	契約上の 金額	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
			百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
営業債務及びその他の債務	3,207	3,207	3,207	—	—	—	—	—
社債及び借入金	40,920	41,066	10,658	658	18,758	9,076	1,908	4
リース負債	1,395	1,415	810	216	158	149	80	—
その他の金融負債	880	887	158	175	222	282	48	—
合計	46,404	46,576	14,835	1,050	19,140	9,508	2,037	4

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

① 金融商品の公正価値ヒエラルキーのレベル別の内訳は、以下のとおりです。

なお、当社グループにおける公正価値の測定レベルは、市場における観察可能性に応じて次の3つに区分しています。

レベル1：活発に取引される市場で公表価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接、又は間接的に使用して算定された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算定された公正価値

	レベル1 百万円	レベル2 百万円	レベル3 百万円	合計 百万円
資産：				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	43	—	0	43
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ資産	—	25	—	25
長期貸付金	—	—	10,043	10,043
合計	43	25	10,043	10,112

レベル1、2及び3の間の振替はありません。

② 償却原価で測定する金融商品

当社グループが保有する償却原価で測定する金融商品の帳簿価額及び公正価値は、以下のとおりです。

	帳簿価額 百万円	公正価値 百万円
社債及び借入金	40,920	40,938

③ 評価技法とインプット

レベル2に分類される社債及び借入金の公正価値測定に用いられる評価技法は、主に割引キャッシュ・フロー法であり、重要なインプットは割引率となっています。

レベル3に分類される長期貸付金の公正価値は、観察不能なインプット等に基づいたモンテカルロ・シミュレーション法で算定した金額で評価しているため、レベル3に分類しています。

割引率が上昇した場合は、レベル2及びレベル3に分類される公正価値は減少する関係にあります。一方、割引率が低下した場合は、公正価値は増加する関係にあります。

なお、レベル3に分類される非上場株式は、当該投資先の将来の収益性の見通し及び対象銘柄における純資産価額、当該投資先が保有する主要資産の定量的情報等の外部より観察不能なインプット情報を総合的に考慮し、公正価値を測定しています。

また、レベル3に分類した金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の増減は見込まれていません。

7. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社グループは、マーケティング・リサーチ事業から計上される収益を売上収益として表示し、顧客との契約から生じる収益を報告セグメントの区分に基づき、以下のとおり分解しています。

(単位：百万円)		
	報告セグメント	連結
	日本及び韓国事業	
日本	34,615	34,615
海外	6,001	6,001
合計	40,616	40,616

(注) 売上収益は販売が発生した所在地を基礎として、エリア別に分類しています。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項⑦収益」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約残高

当連結会計年度の期首現在の契約負債残高は、当連結会計年度の収益として認識しています。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足又は部分的に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

③顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産

当社グループにおいては、顧客との契約の獲得又は履行のために発生したコストから認識した資産はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり親会社所有者帰属持分	985円95銭
(2) 基本的1株当たり当期利益	191円89銭

9. 非継続事業に関する注記

(1) 非継続事業の概要

当社は、2023年6月1日付で、当社が当子会社を通じて保有するMetrixLabグループの全株式をToluna Holdings Limited社（以下、「Toluna」という）に譲渡いたしました。その対価としてToluna株式の17.4%（5,369百万円）及び同社に対する54.8百万英ポンド（9,494百万円）の同社株式への転換権付き貸付債権（ペンダー・ローン）を取得し、同社は持分法適用会社となりました。本取引により、MetrixLabグループは当社グループの連結範囲から除外されたため、当連結会計年度において、当社グループの連結計算書類上、MetrixLabグループの事業を非継続事業に分類しております。

(2) 非継続事業からの損益

非継続事業からの損益は、以下のとおりです。当連結会計年度において、MetrixLabグループの全株式を譲渡したことによる売却益は4,724百万円です。また、売却益のほか、売却に付随する費用も非継続事業に計上されており、これらに係る法人所得税費用は1,141百万円です。

当連結会計年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

（単位：百万円）

科目	金額
非継続事業からの損益	
売上収益	13,970
営業費用	△13,764
その他の収益	4,831
その他の費用	△11
営業利益	5,026
金融費用	△123
税引前当期利益	4,903
法人所得税費用	887
非継続事業からの当期利益	5,790

非継続事業からの当期利益の帰属：

親会社の所有者	5,796
非支配持分	△6

(3) 謙渡した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

(単位：百万円)

科目	金額
流動資産	6,593
固定資産	8,784
資産合計	15,377
流動負債	3,797
固定負債	2,311
負債合計	6,108

10. 重要な後発事象に関する注記

(セグメント区分の変更)

当社グループの報告セグメントは、従来、「日本及び韓国事業」と「その他の海外事業」としておりましたが、翌連結会計年度より、「日本事業」と「韓国事業」に変更することといたしました。

当社の韓国事業は、その市場内ポジションが上昇したことから、購買データ提供ビジネスを開始するなど、これまでと異なる事業フェーズに入っており、報告セグメントとして独立させる必要性が増しました。

また、当社は、2023年6月1日付で、「その他の海外事業」セグメントを構成するMetrixLabグループの株式を保有する当社の子会社Siebold Intermediate B.V.社の全株式を、Toluna Holdings Limited社に譲渡しましたが、この取引の結果、当社グループから「その他の海外事業」セグメントが除外され、韓国事業の当社グループ内における重要性が相対的に上昇しました。

以上の理由により、上記のとおり報告セグメントを変更することといたしました。

変更後のセグメント区分によった場合の当年度の報告セグメントごとの売上収益及び利益の金額に関する情報は以下のとおりです。

当連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

	報告セグメント			調整額	連結
	日本事業	韓国事業	計		
	百万円	百万円	百万円		
売上収益					
外部収益	34,909	5,707	40,616	—	40,616
セグメント間収益	—	17	17	△17	—
合計	34,909	5,725	40,634	△17	40,616
セグメント利益 (営業利益)	3,966	532	4,498	—	4,498
金融収益				175	
金融費用				△945	
税引前当期利益				3,728	
 (その他の損益項目)					
減価償却費及び償却費	1,971	216	2,187	—	2,187

計算書類

貸借対照表

2023年6月30日現在
(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	17,881	流動負債	14,883
現金及び預金	12,041	未払金	1,937
受取手形	28	1年内返済予定の長期借入金	650
売掛金	2,976	1年内償還予定の社債	10,000
契約資産	870	未払費用	183
仕掛品	152	未払法人税等	9
貯蔵品	18	未払消費税等	59
前払費用	1,086	契約負債	132
未収入金	668	賞与引当金	432
その他	40	役員賞与引当金	12
貸倒引当金	△1	パネルポイント引当金	1,325
固定資産	39,258	その他	139
有形固定資産	425	固定負債	30,717
建物	308	長期借入金	10,337
工具器具及び備品	115	社債	20,000
土地	0	資産除去債務	242
無形固定資産	23,140	その他	137
ソフトウェア	1,542	負債合計	45,600
ソフトウェア仮勘定	470	株主資本	11,628
のれん	21,127	資本金	1,090
その他	0	資本剰余金	12,292
投資その他の資産	15,693	資本準備金	1,015
投資有価証券	0	その他資本剰余金	11,277
関係会社株式	13,379	利益剰余金	214
関係会社長期貸付金	329	その他利益剰余金	214
敷金及び保証金	585	繰越利益剰余金	214
破産更生債権等	32	自己株式	△1,969
繰延税金資産	1,490	純資産合計	11,628
長期前払費用	139		
その他	6		
貸倒引当金	△269		
繰延資産	88		
社債発行費	88		
資産合計	57,228	負債・純資産合計	57,228

損益計算書

2022年7月1日から2023年6月30日まで
(単位:百万円)

科目	金額
売上高	23,916
営業費用	24,452
営業損失	536
営業外収益	
受取利息	113
受取配当金	479
その他	243
	836
営業外費用	
支払利息	156
為替差損	688
固定資産除却損	211
その他	84
	1,140
経常損失	840
税引前当期純損失	840
法人税、住民税及び事業税	15
法人税等調整額	△802
当期純損失	△786
	53

株主資本等変動計算書

2022年7月1日から2023年6月30日まで

(単位：百万円)

資本金	株主資本								純資産 合計	
	資本剰余金			利益 剰余金			自己株式	株主資本 合計		
	資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金	繰越 利益 剰余金					
	資本 剰余金	その他 利益 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金	繰越 利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	純資産 合計		
2022年7月1日残高	1,090	1,015	11,271	12,287	1,019	△791	13,606	13,606		
事業年度中の変動額										
当期純損失	–	–	–	–	△53	–	△53	△53	△53	
自己株式の取得	–	–	–	–	–	△1,199	△1,199	△1,199	△1,199	
自己株式の処分	–	–	5	5	–	21	27	27	27	
配当金	–	–	–	–	△751	–	△751	△751	△751	
事業年度中の変動額合計	–	–	5	5	△805	△1,178	△1,977	△1,977	△1,977	
2023年6月30日残高	1,090	1,015	11,277	12,292	214	△1,969	11,628	11,628		

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

市場価格のない株式

移動平均法による原価法

② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 仕掛品 個別法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

② 貯蔵品 先入先出法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法 (但し、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 6年～34年

工具器具及び備品 4年～15年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

なお、主な償却期間は以下のとおりです。

ソフトウェア 5年

のれん 20年

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しています。

③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しています。

④ パネルポイント引当金

パネルに対するインセンティブとして付与したポイントの利用によるプレゼント交換費用に備えるため、将来利用されると見込まれる額を計上しています。

(5) 収益の計上基準

当社は、顧客との契約について、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社はオンライン・リサーチを中心としたマーケティングリサーチサービスを提供しています。当社のマーケティングリサーチは設計、調査、集計、分析という段階に分けられ、設計から分析までがワンストップで提供されるものです。当社はこれらのマーケティングリサーチ事業の各工程の成果物について、履行義務の充足が他に転用できる資産を創出せず、当社が現在までに完了した履行に対する支払を受ける強制可能な権利を有していることから、一定の期間にわたり充足される履行義務として収益認識を行っており、契約上のマイルストーンによるアウトプット法により履行義務の充足の測定、収益認識を行っています。契約資産は、顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する権利のうち、時の経過以外の条件付きの権利です。契約負債は財又はサービスを顧客に移転する前に、顧客から対価を受け取っている又は対価の支払い期限が到来しているものです。サービス提供は受注から半年以内に完了するなど、通常、履行義務の充足から1年内に決済を完了しており、取引の対価には重大な金融要素を含んでいません。

また、収益は消費税等の税金を控除した金額で測定されます。

(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(7) 繰延資産の償却方法

社債発行費は償還期間にわたり均等償却しています。

(8) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしています。なお、計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行っています。これらの見積り及び仮定は、過去の経験及び利用可能な情報を収集し、決算日において合理的であると考えられる様々な要因を勘案した経営者の最善の判断に基づいています。しかし、その性質上、将来において、これらの見積り及び仮定とは異なる結果となる可能性があります。

当事業年度の計算書類において判断、見積り及び仮定の設定を行った項目のうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性がある項目は、以下のとおりです。

・関係会社株式の評価

(i) 当事業年度の貸借対照表に計上した金額

関係会社株式 13,379百万円

(ii) その他の情報

当社は、関係会社株式の評価にあたり、対象会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、株式の減損処理を認識しています。当事業年度において減損処理は不要と判断しています。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,099百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりです。

(区分掲記したものを除く)

① 短期金銭債権	447百万円
② 短期金銭債務	176百万円

(損益計算書に関する注記)

(1) 関係会社との取引高

① 売上高	2,733百万円
② 営業費用	1,424百万円
③ 営業取引以外の取引高	803百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び総数
普通株式 2,285,835株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

パネルポイント引当金	405	百万円
賞与引当金	132	百万円
関係会社株式評価損等	1,749	百万円
減価償却超過額	2	百万円
資産除去債務	74	百万円
未払事業税	△20	百万円
繰越欠損金	852	百万円
その他	224	百万円
繰延税金資産小計	3,421	百万円
評価性引当額	△1,906	百万円
繰延税金資産合計	1,514	百万円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△24	百万円
繰延税金負債合計	△24	百万円
繰延税金資産の純額	1,490	百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社 (注1)	Siebold Intermediate B.V.	所有直接 100.0%	役員の兼任	増資の引受 (注2)	9,439	-	-
子会社	Macromill UK Holdings Limited	所有直接 100.0%	役員の兼任	現物出資 (注3)	9,494	関係会社株式	9,494

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1.2023年6月末時点では関連会社の子会社となっております。詳細は「個別注記(追加情報)」をご参照ください。

2.増資の引受は、債権の株式化(デット・エクイティ・スワップ)によるものです。

3.現物出資は、Toluna Holdings Limitedに対する転換権付き貸付債権(ベンダー・ローン)の全持分をMacromill UK Holdings Limitedに現物出資し、その対価として同社の持分を取得したものです。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報については、「連結注記表」の「7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載していますので、注記を省略しています。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額	304円45銭
(2) 1株当たり当期純損失	1円35銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(追加情報)

(当社連結子会社等に対する債権の株式化（デット・エクイティ・スワップ）及び当該子会社の異動（株式譲渡）並びにToluna Holdings Limited社の持分取得（持分法適用会社化）

「連結注記表」の「9.非継続事業に関する注記」に記載の取引に関連して、イギリスにMacromill UK Holdings Limited（以下、Macromill UK）を設立し、当社の完全子会社としました。

2023年6月1日にToluna Holdings Limited社に対する転換権付き貸付債権（ベンダー・ローン）の全額をMacromill UKに現物出資し、その対価として同額の持分を取得しております。

なお、当該取引は関連当事者取引に該当するため、「関連当事者との取引に関する注記」に開示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社マクロミル
取締役会 御中

2023年8月22日

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木直幸
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 臼杵大樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マクロミルの2022年7月1日から2023年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社マクロミル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年8月22日

株式会社マクロミル
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木直幸

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 臼杵大樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マクロミルの2022年7月1日から2023年6月30日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2022年7月1日から2023年6月30日までの第10期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年8月23日

株式会社マクロミル 監査委員会

監査委員 西山 茂 

監査委員 内藤 真 

監査委員 志賀 裕二 

(注)監査委員西山茂氏、内藤真氏及び志賀裕二氏は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上